

## もおしんICキャッシュカード特約

### 1. 【特約の適用範囲等】

- (1) この特約は、ICキャッシュカード（従来のキャッシュカードの機能に加え、一般社団法人全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとしての機能その他当組合所定の取引にかかる機能（以下、かかる機能を総称して「ICチップ提供機能」といいます。）の使用を可能とするカードのことをいいます。）を使用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、「もおしんキャッシュカード規定」の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては「もおしんキャッシュカード規定」が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは「もおしんキャッシュカード規定」の定義に従います。

### 2. 【ICチップ提供機能の使用範囲】

ICチップ提供機能は、この機能が使用可能なATM/CDその他の端末（以下「ICキャッシュカード対応ATM等」といいます。）を使用する場合に提供されます。

### 3. 【ICキャッシュカードの使用】

「もおしんキャッシュカード規定」第1条に定める預入提携先・支払提携先・振込提携先のうち、一部の預入提携先・支払提携先・振込提携先において提携先の都合によりICキャッシュカードの使用ができないATMまたはCDを設置している場合があります。この場合、当該ATMまたはCDでは、「もおしんキャッシュカード規定」第1条の定めにかかわらず、ICキャッシュカードは使用できません。

### 4. 【支払機による払戻限度額】

- (1) 支払機による1回あたりの払戻しは当組合または支払提携先所定の金額範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当組合所定の金額範囲内とし、ICチップ提供機能を利用した払戻しとICチップ提供機能を利用しない払戻しに分けて、それぞれに適用するものとします。
- (2) 前項にかかわらず、当組合の支払機による1日あたりの払戻しについて当組合が本人から当組合所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。なお、ICチップ提供機能を利用した払戻しとICチップ提供機能を利用しない払戻しに分けて、それぞれの金額を届出することができます。

### 5. 【ATMによる振込限度額】

- (1) 振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当組合または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当組合所定の金額の範囲内とし、ICチップ提供機能を利用した振込とICチップ提供機能を利用しない振込に分けて、それぞれに適用するものとします。
- (2) 前項にかかわらず、振込依頼をする場合における当組合のATMによる1日あたりの振込について当組合が本人から当組合所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。なお、ICチップ提供機能を利用した振込とICチップ提供機能を利用しない振込に分けて、それぞれの金額を届出することができます。

### 6. 【振込カード機能】

- (1) 当組合のICキャッシュカード対応ATM等において振込を実施した場合には、ICキャッシュカード対応ATM等の画面表示に従って必要な操作をすることにより、ICチップ内に当該振込にかかる振込先および振込依頼人に関する情報（以下「振込情報」といいます。）を、当組合所定の件数を限度として格納し次回以降の振込に利用できます。
- (2) ICチップ内に蓄積された振込情報は、ICチップが故障した場合には復元できません。また、ICキャッシュカードを再発行・再交付する場合には新しいICキャッシュカードには当該情報は引き継がれません。

### 7. 【ICキャッシュカード対応ATM等の故障時の取扱い】

ICキャッシュカード対応ATM等の故障時には、ICチップ提供機能の使用はできません。  
この場合、当組合に故障、重大な過失がない場合は、免責されるものとします。

### 8. 【ICチップ読取不能時の取扱い等】

- (1) ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能の利用はできません。この場合、当組合所定の手続きに従って、速やかに当組合にICキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- (2) ICチップ故障等によって、ICキャッシュカード対応ATM等において、ICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当組合は責任を負いません。

### 9. 【特約の変更】

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上  
真岡信用組合  
(令和2年4月1日現在)